入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和３年３月３日

分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所ハンセン病研究センター
庶務課長 柳澤　得三

1　競争入札に付する事項

（1）件　　名　ハンセン病研究センター第二研究棟自家発電機更新その他工事設計業務

（2）仕　　様　入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間　令和３年４月１日から令和３年５月２４日

（4）履行場所　国立感染症研究所ハンセン病研究センター

（5）入札方法　入札金額は総価を記載すること。

入札者は、業務にかかる経費の他、納入に要する一切の諸経費を含め、品目毎の単価に、概算数量を乗じて得た額の合計額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（１円未満に端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（6）入札方式　紙入札方式

2　競争参加資格

（1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 1･2 年度(平成 31･32 年度)厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「測量･建設コンサルタント等業務(建築関係コンサルタント業務)」で「Ｂ」または、「C」等級に格付けされ、関東･甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（4）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（5）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（6）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（7）その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

（8）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

（9）暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

（10）この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3　契約条項を示す場所、競争執行の場所及び日時等

（1）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒189-0002　東京都東村山市青葉町 4-2-1
国立感染症研究所ハンセン病研究センター庶務課庶務係　　電話　042-391-8211

（2）入札説明書の交付期間　　令和３年３月３日（水）から令和３年３月１９日（金）まで

（3）入札書の受領期限及び提出場所

令和３年３月２２日（月）　１７時００分まで（郵送の場合は必着のこと）　上記（１）に同じ。

（4）開札の日時及び場所

令和３年３月２３日（火）　１４時００分　　国立感染症研究所ハンセン病研究センター
研究管理棟２階会議室

4　その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金　　免除

（3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、提出した書類に関し分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4）入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（5）契約書作成要否　　要

（6）契約関係書類の押印見直し及び真正性の確保

①契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続きに必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。

②担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取り扱う。

③押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

（7）落札者の決定方法

予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)その他詳細は、入札説明書による。